

27文科開第527号
平成27年11月10日

原子力委員会

委員長 岡 芳明 殿

文部科学大臣
馳 浩



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）の変更について
（諮問）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4第1項の規定に基づき定めた、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期目標を別添のとおり変更することについて、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）第25条の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。